

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度骨子」日本生協連の提出意見概要と
「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」における消費者庁の考え方

日本生協連の提出意見概要	消費者庁の考え方
<p>現行の訴訟制度では個々の消費者が必ずしも被害回復を図れていない現状を考慮すれば、本制度に関する法案を次期通常国会*において成立させ、早期に導入することを強く求めます。本制度の早期実現を求めます。</p> <p>※ 2011年12月時点での「次期」通常国会。即ち、今通常国会。</p>	<p>○ 消費者の被害回復の実効性、具体的な裁判実務、事業活動に過度な影響を与えない制度設計の論点を踏まえ、消費者・事業者を含めて広く社会の理解を得ながら更に検討を進め、できる限り早期の成案化を目指す。</p>
<p>特定適格消費者団体の認定の有効期間について3年とされていますが、新規登録後、一定の活動実績を積んだ段階では有効期間を5年に延長することで、本制度の信頼性は確保しつつ特定適格消費者団体の運営上の負担を軽減することが可能になると考えます。</p>	<p>× 認定の有効期間については、特定適格消費者団体の負担、訴えの提訴から訴訟の終結まで通常要する期間等を勘案し、当該特定認定の日から起算して3年とすることを検討している。</p>
<p>「骨子」では、特定適格消費者団体の認定等の項以外には報酬又は費用に関して明記されていません。本制度を持続させるためには特定適格消費者団体が必要な報酬・費用を回収できる仕組みがぜひ必要です。今後の法案化作業においては、弁護士法第72条の規定に例外を設け、特定適格消費者団体が必要な報酬・費用を回収できる仕組みについて明記されるようお願い申し上げます。</p>	<p>○ 本制度における特定適格消費者団体の活動は、消費者の被害を回復するものであり、その利益を享受する消費者から報酬又は費用を合理的な範囲で回収することができるようにすることが必要であると考えられる。(後略)</p>
<p>二段階目の通知・公告手続について「骨子」では、「事情により通知・公告費用の全部または一部を被告に負担させることができることとする」とされていますが、被告が正当な理由なく裁判所の命令に従わず、通知に必要な対象消費者の情報を申立団体に対して提出しない場合には、それにより生じた超過の通知・広告費用については被告に負担させることを明記すべきです。</p>	<p>× 通知・公告の費用を訴訟費用（敗訴者負担になる費用）に含めることができないため、通知・公告費用は、通知・公告義務を負う申立団体が負担することとし、費用負担を相手方に転換する方策は、特段設けないことを検討している。</p>

以上